

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 5 月 18 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380159

研究課題名(和文)「複合的アプローチ」による多文化主義の政策体系の構築

研究課題名(英文)Formulating a composite approach of multiculturalism

研究代表者

辻 康夫 (Yasuo, Tsuji)

北海道大学・公共政策学連携研究部・教授

研究者番号：20197685

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：マイノリティの文化・コミュニティを尊重する「多文化主義」の政策には、複数の競合する理論が存在するが、それらに関係づける試みが不十分なため、理論、実践、政策論争において混乱が生じている。本研究は、主要な理論を「3つのアプローチ」として分類・整理したうえで、それらを相互補完的に組み合わせて、多文化主義の「複合的アプローチ」の構築をおこなった。作業は多文化主義理論の理論内生的な検討と、各国の政策実践・政策論争の分析を組み合わせておこなった。3つのアプローチの組み合わせにより、文化振興、差別の防止、コミュニティの活性化などの主要政策が体系的に基礎づけられることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：There are currently a number of competing theories of multiculturalism. As there are not enough attempts to relate them with each other, there are confusions in theoretical and practical debates. This project classifies various policies and practices into three categories, and combines them into a 'composite approach' of multiculturalism.

研究分野：政治学

キーワード：政治学 多文化主義 マイノリティ エスニシティ アイデンティティ・ポリティクス

## 1. 研究開始当初の背景

マイノリティの文化・コミュニティを尊重する「多文化主義」の政策をめぐるのは、賛否を含めた多様な議論が存在するが、現実には、多文化主義という単一の理論ないしは単一の政策実践が存在するわけではない。すなわち、多文化主義をめぐるのは、複数の競合する理論および政策実践が存在するが、それらに関係づける試みが欠落しているために、理論、実践、政策論争において深刻な混乱が生じている。すなわち多文化主義のビジョンを擁護する側も、批判する側も、特定の種類の多文化主義を念頭において議論するが、その内実が厳密に確定されることは稀である。また、多文化主義の政策実践も、唯一の原理にもとづくものではなく、複数のアプローチによるものであり、それら相互間には一定の軋轢も存在するのである。研究代表者は、本研究に先立つ2011-2013年度に実施した、科研費基盤研究(C)「多文化主義は生き残れるか：その理論的再構成と難問への応答の試み」の作業をつうじて、現在の多文化主義における理論・実践には、大きく分けて3つのアプローチがあるとの知見に至った。

第一は、マイノリティ文化の固有性から発する問題、すなわち「マイノリティの文化的ニーズの尊重」、「共通文化への統合の適切さ」を主題化するもので、これを本研究では「文化アプローチ」と名づける。マイノリティはしばしば主流派と異なるニーズをもつため、社会制度との軋轢に遭遇しやすい。近年では「ムスリム移民の宗教的ニーズの包摂」の問題や、「先住民の伝統の保護」などをめぐる問題が顕在化し、あらたな実践や研究が進展している。第二はマイノリティと主流派の間の支配・抑圧・従属の関係を主題化し、その是正をめざすもので、これを「支配・抑圧アプローチ」と呼ぶ。このアプローチでは、支配・抑圧の制度的・経済的構造を変革することと並行して、支配・抑圧の関係を正当化する「劣等性の表象」を、運動や闘争を通じて、肯定的なアイデンティティに転換する必要が強調される。「ヘイトクライム」、「レイシズム」、「過去の不正と謝罪」、「社会経済的差別」、「歴史教育やナショナル・シンボル」などの問題をめぐって、活発な議論が行われている。第三は、安定したアイデンティティを形成する上での困難を主題化するものであり、これを「アイデンティティ形成アプローチ」とよぶ。後期近代の社会経済構造、すなわち市場の論理の強まり、雇用の不安定化、格差の拡大の中で、社会の周縁部は、失業、犯罪、薬物中毒などの病理現象、アノミー状態に見舞われるが、マイノリティは社会の周縁部に位置することが多くこれらに苦しむことが多い。「コミュニティの再建」、「非行・犯罪防止」、「教育・就労支援」が課題となるが、この文脈で、マイノリティの文化やコミュニティの人間関係が、コミュニティの協働や、安定したアイデンティティ形成のための

「資源」となることが認識され、それを支援する必要が指摘されている。本研究はこのような事情を念頭に企画された。

## 2. 研究の目的

以上の状況をふまえて、多文化主義の3つの有力なアプローチの関係を分析するのが本研究の目的である。すなわちそれらの間に存在する一定の緊張を認識した上で、これらの両立可能性、相互補完の可能性を検討する。それをふまえて、これらを組み合わせて統合的な多文化主義のアプローチを「複合的アプローチ」として構想することを課題とするものである。またこれによって、多文化主義をめぐる擁護論・批判論の交錯する議論の状況を整理すること、とくに一定の形式の多文化主義の妥当性を示すことである。また多文化主義政策のはらむ内在的緊張を認識したうえで、今日の社会において実現可能でかつ政策上の有効性の高い多文化主義のありかたを示すことを目標とする。

## 3. 研究の方法

本研究は、多文化主義理論の理論内在的な検討と、各国の政策実践・政策論争の分析を組み合わせておこなう。後者に関しては、多文化主義の政策を積極的に推進してきた諸国を題材に取り上げ、その「先住民政策」と「移民の統合政策」をめぐる政策議論を素材とする。なお対象とする国については、当初カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドなどを予定していたが、独特の展開を遂げる韓国における多文化主義政策も検討対象に加えた。

具体的な手順としては、三つのアプローチのそれぞれにつき、政府の政策文書、研究機関の報告書、理論家・実務家による政策論争を素材にして、「主題化される問題状況」、「政策の基本原則」を定式化する。これらの報告書や政策文書の議論は、複数のアプローチを併用する場合もおおいので、これらの内実を理論的に整理し、議論の筋を明らかにする。つぎに、多文化主義の観点から提唱される政策とそれに対応するアプローチ・理論を付き合わせつつ、それぞれのアプローチが要請する政策とその論拠を分析する。さらにこれをふまえて、これらのアプローチの相互間の緊張関係と相互補完のあり方について、理論的に考察するとともに、政策実践の実例に即して検討する。以上の作業は、多領域にまたがる学問的知見を必要とするため、多文化主義政策、および隣接分野を専門とする国内外の研究者と、情報交換・意見交換を行う。またこの目的のために国内外の各種の学会・研究会に出席する。

## 4. 研究成果

以上の作業を行った結果、多文化主義のビジョンを構成する諸要素の関係が、以下のようになり明らかになった。前述のように多文化主

義のビジョンを三つのアプローチとして整理する場合、その区別の基準になるのが、(1)マイノリティの直面するどのようなニーズを主題化するか、(2)そのようなニーズを特定し、また政策を正当化するために、どのような規範的概念・正当化論理を用いるか、という二点である。(1)については前述のとおりであるが、(2)については以下のように整理できる。

「文化アプローチ」はウィル・キムリッカ、チャールズ・テイラー、ピクー・パレクなどが代表的な理論家であり、解釈学からコミュニティアリズムにいたる社会哲学の知見に依拠しつつ、これにロールズ流の正義論の知見などを組み合わせる手法が有力である。「支配・抑圧アプローチ」は、アイリス・ヤング、タリク・マドゥードらが代表的な理論家である。「マイノリティの政治運動」や「批判理論」の研究を背景とし、隣接領域(ポスト・コロニアリズム、レイシズム研究、フェミニズム、カルチュラル・スタディーズなど)の知見を取り込んで展開されている。「アイデンティティ形成アプローチ」は、社会学・社会心理学・精神医学・犯罪学・ソーシャルワークなどの影響が強く、「福祉国家論」、「ソーシャル・キャピタル論」、「社会的排除の研究」などと結びついて展開されている。このように、主題化するニーズのみならず、方法論としてもかなりの相違が見られるのである。

しかしながら、分析を進めるうちに、この二つの分類基準は完全には重ならず、相対的に独立していることを認識するに至った。これにともなって、それぞれのニーズに対応する政策について、複数の規範的アプローチが競合する局面があること、いずれの規範的アプローチをとるかによって、政策の射程が規定されることを認識した。第一に「文化的ニーズの充足」という政策課題については、ロールズ流の正義論を援用する論者は多いが、多文化主義政策の正当化手法がロールズ流の分析哲学に限られるわけではないこと、さらには、分析哲学的手法では、正当化する政策の範囲に限界があることを、認識するに至った。この点は近年の分析哲学系の多文化主義研究を検討することで明らかになる。アラン・パッテンのマイノリティ言語保護の研究はその代表例である。従来の研究の水準を大幅に引き上げたその研究は、キムリッカの理論を詳細に分節化した結果、逆説的に、分析哲学による正当化の限界も示すものになっている。すなわち、文化的帰属を現実存在する人間の、自律的決定の問題と観念するその手法は、自らの文化にとどまろうとするマイノリティに、選択に伴うコストを帰属させることになっており、多文化主義に十分な基礎付けを与えるものになっていない。したがって、十全な正当化のためには、コミュニティの哲学など、他の源泉を援用する必要が生じる。このような源泉にはいくつかの

ものが考えられるが、これにくわえて、文化の選択の動機が、支配・抑圧の解消や、社会病理の克服から発したものであれば、個人の自律的な選択以上の重みを持つことになることが考えられる。すなわち個人の生の目的の追求とは別に、社会が配慮すべき理由が選択の背後に存在するから、よりつよい考慮が与えられるべきであると考えられる。このように「文化のニーズ」に対して、むしろ複数の手法による基礎付けが必要になる。

支配・従属の克服という課題については、批判理論系のアプローチが有力であるが、他方、ロールズ流のアプローチによっても、一定程度の政策の基礎付けが可能である。すなわち所得の再配分政策や福祉政策は、リベラルな正義の観点から一定程度の基礎付けが可能である。また否定的表象の改善やヘイトスピーチの規制などの政策についても同様である。もっとも分析哲学系の正義論の要請する政策には限界があり、よりラディカルな政策を基礎づけるためには批判理論系の正当化が必要である。

社会的病理の克服・コミュニティの再建については、品位のある住環境や最低限の行政サービスを確保する政府の責任の履行として、ロールズ流の正義論からの基礎付けの見込みがある。すなわちこれらの目的の達成に不可欠である範囲では、マイノリティの文化やコミュニティの再建・振興のための政策が要請されると考えられる。しかしながら社会病理を克服するためのコミュニティや文化実践の再建の政策は、既存の社会秩序の大きな変革につながりうるものであり、実際に先住民をめぐる政策については、このような政策が強く主張されている。各国の先住民コミュニティのなかには、貧困・非行・失業・犯罪・自殺などの深刻な社会病理に苦しむものが多い。こうした苦境から脱するために、先住民の文化実践の回復が目指されるが、その核心に存在するのは人間・社会・環境が有機的に結びついた宇宙観である。人間は環境、動物、植物、自然の諸力と結びついたシステムのなかにおかれ、祖先の霊や人間以外の人格や動物の霊との交流のうちにある。人間はこれらとの良好な関係を維持する義務があり、人間の幸福とは身体的、文化的、感情的、スピリチュアルなバランスを実現することである。このような哲学は、社会病理を克服する有用な資源となるが、既存の社会制度の大きな変革を要求するものとなりうる。第一に、先住民の哲学は、土地および自然との結びつきの回復をコミュニティ再建の不可欠の部分と考えるため、近代的な私的所有権の観念にもとづく土地管理の観念や、それにもとづく資源開発のプロジェクトと大きく衝突する。第二に、コミュニティのガバナンスのシステムは、伝統に支えられたボトムアップの合意形成の仕組みを特徴とすることが多く、制度化された権力によって組み立てられる西洋近代の政治制度とは異なる要素を

持つ。先住民のコミュニティの再建においては、これらの要素を既存の制度と接合する実践が行われつつある。以上のような実践を、個人主義的な人間と西洋流の制度を前提に、共同体への帰属を個人の選択ととらえるロールズ流の正義論によって基礎づけることには限界がある。ここでもまた、個人に対する福祉の問題に限定せずに、過去からつづく集団間の支配・抑圧として問題を捉えるアプローチが不可欠になる。このように多文化主義の政策ビジョンは、その主題化するニーズによって三つに区別したうえで、それぞれについて複数の規範理論的アプローチを採用することが可能であることが明らかになった。多文化主義政策を実施するうえでの内在的な緊張は、これらの三つの分野間、およびそれぞれの分野内の規範理論的アプローチ間に生じるものとして整理できる。このように再構成することで、整合的な政策を組み立てることが可能になるとの知見を得た。今後そのそれぞれの要素について、検討の成果を公刊してゆきたい。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

1. ジェイムズ・タリー、辻康夫・山田健訳「北米先住民をめぐる『再生』と『和解』」『北大法学論集』67-6, pp.252-256. 2017年 査読無  
<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/65022>
2. Yasuo Tsuji, "Supporting Migrant Youths in the Late-Modern Period", *OMNES: The Journal of Multicultural Society*, Vol.7, No.2, pp.190-198. 2017. 査読無
3. 辻康夫「承認の政治と再配分の問題」『北大法学論集』67-3, pp.312-348. 2016年 査読無  
<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/62951>
4. 辻康夫「イギリスにおける社会統合政策と多文化主義：安達智史『リベラル・ナショナリズムと多文化主義』をめぐって」『北大法学論集』66-2, pp.391-402. 2015年 査読無  
<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/59606>
5. アヴィゲイル・アイゼンバーグ、辻康夫・津田久美子訳「『先住民族の権利』と『文化』」『北大法学論集』65-1, pp.124-132, 2014年 査読無  
<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/56131>

pace/handle/2115/56131

6. 辻康夫「ジョン・ロック」杉田敦・川崎修編『西洋政治思想資料集』法政大学出版局、pp. 94-101. 2014年 査読無

[学会発表](計6件)

1. 辻康夫「コメント」(コメンテーター)、公開講演会「近代政治学と先住民族問題」, 2016年10月26日、北海道大学・アイヌ先住民研究センター(北海道・札幌市)
2. 辻康夫「アイデンティティ主張の「ジレンマ」をめぐって」, 日本解放社会学会、2016年9月5日、東北学院大学(宮城県・仙台市)
3. Yasuo Tsuji, "Formulating a theory of multiculturalism in Japanese context", Annual Conference of Korean Political Science Association, 2015.12.5. Korean National Diplomatic Academy, Seoul(韓国)
4. 辻康夫「『多文化主義』をいかに理解すべきか」移民政策学会、2015年12月12日、中京大学(愛知県・名古屋市)
5. 辻康夫「多文化主義と不可視性の問題」, 国立民族学博物館・共同研究会「政治的分類 被支配者の視点からエスニシティと人種を再考する」, 2015年1月31日、国立民族学博物館(大阪府・吹田市)
6. 辻康夫「多文化主義の諸理論とマイノリティ政策」日本解放社会学会、2014年9月6日、関西学院大学(兵庫県・西宮市)

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

辻康夫(TSUJI, Yasuo)

北海道大学・大学院公共政策学連携研究部・教授

研究者番号：20197685